

令和2年第7回 鞍手町農業委員会総会議事録

注:発言の内容についてはその要旨を記載しています

この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分については●で消しています

■開催日時

令和2年7月10日(金曜日) 午後1時30分から

■開催場所

鞍手町役場 第2会議室

■出席委員 10名

- | | | | |
|-----------|--------|--------|--------|
| ① 栗田美和 | ② 栗田英洋 | ③ 筒井浩一 | ④ 石田祐二 |
| ⑤ 福本平 | ⑥ 花田貴志 | ⑦ 幸田剛 | ⑧ 白石信幸 |
| ⑨ 安永洋一 | ⑩ 小長光隆 | ⑪ 田中勉 | ⑫ 遠藤幸男 |
| ⑬ 会長 相葉富雄 | | | |

■欠席委員 3名

■農業委員会事務局

事務局長 筒井英和 ・ 係長 中勇一郎

■議案目次

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請	1件
議案第21号 農用地利用集積計画(利用権設定)	5件
報告 非農地証明願	1件
報告 所有者等を確認できない農地における利用権を 設定する裁定および農用地利用配分計画につ	1件
その他	

■会議の概要

会 長 定刻になりましたので、ただ今より、令和2年第7回鞍手町農業委員会を開催いたします。
本日の出席人員は10名で、会議は成立いたします。
本日の議事録署名委員は2番の栗田英洋委員と3番の筒井委員の2名を指名いたします。
議案については事前配布でございますので、事務局長より議案朗読及びその他の報告をいたします。

局 長 それでは議案の朗読をさせていただきます。
(議案第10号から第21号の朗読)
以上が本日の議題であります。

続きまして、報告といたしまして非農地証明願いが1件ございます。
非農地証明願いにつきましては、農地第一分科会で現地調査実施後に審査の結果承認することといたしましたので報告いたします。内容につきましては本日配布しました資料の11ページから12ページにありますので省略させていただきます。

次に所有者等を確認できない農地における利用権を設定する裁定および農用地利用配分計画につきまして1件を報告いたします。配布しました資料13ページから16ページのとおり、推進機構より農地法第41条の規定による通知がありました。こちらは、昨年の利用状況調査で所有者不明の遊休農地であった小牧の2筆の農地につきまして、福岡県農業振興推進機構に農地を利用する権利が設定されたものです。この2筆の農地につきましては、16ページの農地利用配分計画のとおり●●氏が借り受け耕作することとなっておりますので合わせて報告いたします。

最後に来月の日程でございますが、農地第二分科会を令和2年8月6日の木曜日、午後1時30分から、農業委員会総会を令和2年8月7日の金曜日、午後1時30分からそれぞれ予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

会 長 それでは議案審議に移ります。

～ 各議案ごとの議事録は別紙 ～

会 長 本日の議案審議は終了しましたので、その他に移ります。
なにかご意見等はありませんでしょうか。

ないようですので、これをもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

議事録署名委員 栗田英洋
筒井浩一

会議名	令和2年第7回鞍手町農業委員会総会				日時	令和2年7月10日
					場所	鞍手町役場 第2会議室
出席者	1	栗田 美和	2	栗田 英洋	3	筒井 浩一
	4	石田 祐二	5	福本 平	6	花田 貴志
	7	幸田 剛	8	白石 信幸	9	安永 洋一
	10	小長光 隆	11	田中 勉	12	遠藤 幸男
	会長	相葉 富雄				
会 長	議案第20号は農地法第5条の規定による許可申請、1件を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をいたします。					
事務局長	<p>議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請について1件。 譲受人 ●●●●、譲渡人 ●●●●。 申請農地は大字木月●●●番地、登記、現況地目は田。面積合計331㎡。 転用目的は自己住宅建設の為であります。 農地区分は、都市計画法に規定する用途地域のため第3種農地であり、立地基準は満たしております。 水利及び隣接農地の承諾書は添付されています。 資力及び信用は資金計画書等の提出により適当であると判断。 面積はお手元の議案2ページに利用計画図等を添付していますが妥当だと考えます。 また、7月9日に会長、農地部会長、各分科会長、農地第一分科会委員、事務局により現地調査を行い、周辺農地等への支障はないと判断しています。 以上で説明を終わります。</p>					
会 長	本件については、農地第一分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。					
農地部会長	はい。議案審査報告、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請について1件。上記の議案について7月9日農地第一分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告いたします。令和2年7月10日、農地部会長 小長光隆。					
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありましたが、質疑、質問等はございませんか。					
	(質疑・質問なし)					
会 長	質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。					
	〔「異議なし」の声あり〕					
会 長	ご異議がないようですので、議案第20号は全員の賛成により申請どおり承認することに決定しました。なお、本案は県知事の許可事項となっておりますので進達いたします。					

会議名	令和2年第7回鞍手町農業委員会総会				日時	令和2年7月10日
					場所	鞍手町役場 第2会議室
出席者	1	栗田 美和	2	栗田 英洋	3	筒井 浩一
	4	石田 祐二	5	福本 平	6	花田 貴志
	7	幸田 剛	8	白石 信幸	9	安永 洋一
	10	小長光 隆	11	田中 勉	12	遠藤 幸男
	会長	相葉 富雄				
会 長	議案第21号は農用地利用集積計画(利用権設定)についてです。 ここで議事参与の制限により●●委員は退席をお願いいたします。					
	(●●委員 退室)					
会 長	事務局より議案の朗読と説明をいたします。					
事務局長	議案第21号、農用地利用集積計画(利用権設定)について5件。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鞍手町長より農業委員会への諮問を求められております。 お手元の議案6ページ以降に各筆明細を記載しております。 新規1件、再設定5件、総筆数42、総面積47,168㎡の利用権設定について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。					
会 長	本件については、農地第一分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。					
農地部会長	はい。議案審査報告、議案第21号、農用地利用集積計画(利用権設定)について5件。 上記の議案について7月9日農地第一分科会を開催し、審議の結果、計画を承認することに決しました。 以上報告いたします。令和2年7月10日、農地部会長 小長光隆。					
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありました。質疑、質問等はございませんか。					
	(質疑・質問なし)					
会 長	質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。					
	〔「異議なし」の声あり〕					
会 長	ご異議がないようですので、議案第21号は全員の賛成により申請どおり承認することに決定しました。このことを町長へ報告いたします。					
	(●●委員 退室)					